

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月16日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010年度～2012年度

課題番号：22530472

研究課題名（和文） 国際監査基準が公監査基準に与えるインパクトと基準モデルの研究

研究課題名（英文） The Study of the Impact on Government Auditing Standards by International Auditing Standard and Standard Model

研究代表者

吉見 宏 (YOSHIMI HIROSHI)

北海道大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：90222398

研究成果の概要（和文）：

本研究では、国際監査基準が民間部門に適用されたことに鑑み、これが将来的にわが国の公監査基準にいかなるインパクトを与えるかを検討した。その結果、いくつかの無形資産、監査人の倫理、財務諸表外情報等のいくつかの要素が重要であることを示した。さらには、国際基準の観点から、現在の地方公共団体の監査制度の保証としての性格を検討し、問題点を示した。これらを通じて、一般的な公監査基準のモデルのあり方が示された。

研究成果の概要（英文）：

In this study, it was examined the impacts on Japanese public sector auditing standards in future with the background that International Auditing Standards(IAS) was applied to Japanese private sector. In the result, some important factors like intangible assets, ethics of auditors and narrative information are found. Additionally, assurance aspects of current local government auditing in Japan are examined from the international point of view. Through these researches, the desirable model of public sector auditing standards is presented.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：公監査、国際監査基準

## 1. 研究開始当初の背景

国際監査基準（ISA：International Standards on Auditing）において、IOSCO（証券監督者国際機構）の求めてきた基準本文の改善プロジェクト（いわゆる明瞭性（クラリティ）プロジェクト）が完成し、民間部門においては、国際監査基準が我が国に導入されることが決定的となっているという環境が、研究開始当初にはあった。その後、国際監査基準はわが国の監査の基準に導入され、金融庁企業会計審議会が策定する監査基準が改訂され、日本公認会計士協会は実務指針を全面改訂した。これらはすでに監査実務に導入されるに至っている。

一方で、公監査、とりわけ政府部門（国および地方公共団体）の監査においては、世界的に民間部門の監査手法、監査モデルを導入する傾向が顕著である。ところが、わが国においては、その動きは必ずしも十分ではないのが実情である。

そのような現状から、国際監査基準が今後公監査、導入されて行くであろうと考え、先駆的にその可能性を検討するとともに、これらにあたって解決すべき問題点を検討し、公監査における基準となる監査モデルを検討することが必要であろうと考えられた。

## 2. 研究の目的

本研究は、政府部門を中心とした公的部門の監査基準との関係、影響を、我が国の場合を念頭に置いた上で必要に応じて国際比較研究を行うものである。国際監査基準は、民間部門の監査基準としての研究も未だ十分ではないが、公監査の面ではその必要性があるにもかかわらず前期背景において述べたような状況から一層研究が進んでいない。そのような中で、本研究では、我が国に統一的な基盤となる公監査基準がない中で、国際標

準に見合った公監査基準とはいかなるものかを提起し、公監査基準のモデルを考える場合に必要な要因を示すことを目的としている。これにより、この分野で比較的遅れている我が国の公監査実務に対して、1つの指針を示すことになる。

## 3. 研究の方法

平成 22 年度は、国際監査基準に基づき、我が国の監査基準及び実務指針が適宜改訂されていく時期と重なった。また、国際会計基準（IAS/IFRS）のわが国への導入が遅れている現状があり、結果としてわが国では国際監査基準の本格導入が先行した関係にあった。これらをふまえ、それぞれに対応する基準等について、会計基準、監査基準の関係性を検討することから研究をスタートさせている。これらについては、当年度中に適宜研究成果として論文発表を行っている。

あわせて、ここまでの国際監査基準及び、国際的な政府・非営利組織監査基準等に関する資料を収集し、分析するものとする。またここでは、海外共同研究者（マーク・クリステンセン）の協力により、特に公的部門の会計において先進的な取り組みがなされているオーストラリアの実情について、情報収集を行った。

2 年度目の平成 23 年度は、前年度に行った資料収集、他国の状況との比較検討をもとに、必要に応じて追加的資料収集を行うとともに、国内状況について調査を行った。あわせて、前年度の研究成果による論文発表も順次行っている。

特に平成 23 年度には、国際監査基準が実務上適用される場合に問題となる要素、特に国際会計基準に盛り込まれており、あるいは今後議論となるもののうち、監査上問題点となり、かつ公監査においても影響を及ぼすで

あろう個別項目について検討している。それは具体的には、財務諸表外で行われる開示情報の監査(保証)、不正や違法行為に対する監査、無形資産・無形項目の監査、監査人の倫理等の諸問題である。

続く平成24年度は、研究の最終年度であるため、前年度までの国内外の実態調査および収集した資料をふまえ、追加的な政府・非営利組織監査基準等に関する資料収集を行うと共に、研究の総括を行っている。ここでは前年度までの研究による成果が論文の形で発表されるとともに、地方公共団体の監査が、保証としての国際的な要件を満たすものかについても、研究の総合の観点から研究論文を執筆している。

平成 22 年 6 月 地方公共団体を中心とした公的部門の組織および基準設定諸機関（日本公認会計士協会等）についての資料収集にかかる準備作業。

平成 22 年 7・8 月 資料等の収集、一部研究の発表の準備。これまでの研究と、本研究との関係から、監査における不正問題について論文発表。

平成 22 年 9 月 予備調査の開始。実地調査対象の選択。

平成 22 年 10 月 専門家の意見聴取等、実地調査についての研究打ち合わせ、学会等への参加および研究報告。オーストラリアを中心とした外国については、海外共同研究者（クリステンセン）の協力を得る。

平成 22 年 11 月 研究遂行の打ち合わせ、資料収集と分析

平成 22 年 12 月 実地調査。特に日本における国際監査基準への対応状況（現状）についての検討。監査人の倫理について、その教育面からの研究報告。

平成 23 年 1 月～5 月 研究成果の分析と検

討。平成 22 年度の研究成果について論文執筆（以降、順次公刊）。

平成 23 年 6 月 前年度成果の分析と追加調査等の計画、研究報告に向けた準備。

平成 23 年 7 月 必要資料等の収集（調査を含む）、監査人の倫理について学会に於いて研究報告。

平成 23 年 8 月 必要資料等の収集（調査を含む）。

平成 23 年 9 月 公的部門の監査の問題点について、事例を通じて国際会議（韓国・大邱）において研究報告。

平成 23 年 10 月 研究報告に基づいた論文等の執筆（以降、順次公刊）。

平成 23 年 11 月・12 月 次年度に向けた研究遂行について検討、専門家からの助言を得る。予備調査。

平成 24 年 1 月～5 月 研究成果の分析と検討と追加調査等の計画、研究成果の執筆（以降順次公刊）。

平成24年6月 国際カンファレンス（アメリカ・ボストン）への出席。

平成24年7～10月 必要資料等の追加収集、学会等への参加、一部の研究報告（日本監査研究学会における課題別研究部会中間報告として報告）。

平成24年11月～平成25年3月 研究成果の総括、まとめ、今後の論文等の執筆準備（平成25年度において順次執筆・公刊予定）。

#### 4. 研究成果

本研究では、会計・監査の国際化の進展の中で、わが国にはまだ存在していない一般的な公監査基準（なかんずく、地方公共団体の監査基準）にかかる国際化がどのような影響を及ぼすのかについて包括的な検討が加えられた。本研究では、特に国際監査基準の民間部門での適用が研究の進展と同時並行で行われたことにより、研究としては先駆的で

あったが民間部門において国際監査基準の適用の結果がどのような実務的結果をもたらしたかについてはデータが得られないところであった。このため、本研究では国際会計基準の適用に伴う監査問題を洗い出し、中でも公的部門に影響を及ぼす可能性が大きいものについて検討している。これらについて、将来的に監査基準上一定のインパクトを持ちうる要素として析出した。

これらは一般的な基準モデルを策定する際に重要なポイントとなる。また、わが国の地方公共団体の監査制度を国際基準における保証の観点から検討し、その問題点と今後のあり得べき展開を示した。地方公共団体の監査制度は、地方自治法上定められており、これは本研究の進行中に改正も予想されていたが、実際にはそのようにはならず、商務省において継続的に検討されているところである。したがって、本研究の成果と、今後のわが国の制度変化との対応については今後追加的な研究が必要と考えられる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

- (1) 吉見宏、保証業務としての地方公共団体の監査、日本監査研究学会課題別研究部会「監査・保証業務研究 中間報告書」第 14 章所収、査読無、2012、133-140
- (2) 吉見宏、無形資産・無形項目の監査と保証、日本監査研究学会課題別研究部会「監査・保証業務研究 中間報告書」第 7 章所収、査読無、2012、65-72
- (3) 吉見宏、会計倫理とその事例分析、企業会計、第 64 巻第 8 号、査読無、2012、50-56。
- (4) 吉見宏、会計職業倫理研究の可能性と方向性、現代監査、第 22 号、査読無、2012、

54-60

- (5) 吉見宏、会社法監査と金商法監査の並立、町田祥弘・松本祥尚(編著) 『会計士監査制度の再構築』第 8 章所収、中央経済社、査読無、2012、203-214、220-221
- (6) 吉見宏、不正・違法行為、町田祥弘・松本祥尚(編著) 『会計士監査制度の再構築』第 5 章所収、中央経済社、査読無、2012、119-134、142-144
- (7) 吉見宏、会計の論理とファイナンスの論理、会計、第 180 巻第 2 号、査読無、2011、42-53
- (8) 吉見宏、会計・経営・監査の倫理、産業経理、第 71 巻第 2 号、査読無、2011、68-75
- (9) 吉見宏・武井一浩、不正・違法行為とその通知・通報、企業会計、第 63 巻第 5 号、査読無、2011、87-91
- (10) 吉見宏、財務諸表外情報の開示と監査・保証への影響、現代監査、第 21 号、査読無、2011、48-54
- (11) 吉見宏、会計・監査制度の展望と経済の方向、監査役、第 580 号、査読無、2011、14-19
- (12) 吉見宏、会計・監査の基準の再構築、企業会計、第 63 巻第 1 号、査読無、2011、37-40
- (13) 吉見宏、監査の品質管理の構造と不正事例ー財務諸表監査と内部監査の対比を中心としてー、監査研究、第 36 巻第 8 号、査読無、2010、1-7

[学会発表] (計 4 件)

- (1) Yoshimi, H., “Two Disclosure and Auditing Limitation in Public Sector: The Case of Japanese Police Service”, in 6th Joint Seminar of Hokkaido University and Yeungnam University, September 15th, 2011 at Yeungnam University, Gyeonsan, Korea.
- (2) 吉見宏、会計職業倫理研究の可能性と方向

性、日本監査研究学会第 33 回東日本部会  
統一論題報告、2011 年 7 月 9 日、於あらた  
監査法人本部事務所。

(3)吉見宏、北海道大学における会計倫理教育、  
Roundtable for Accounting Ethics Education,  
December 18, 2010 at Aoyama Gakuin  
University, Tokyo, Japan. (使用言語：日本  
語)

(4)吉見宏、非財務情報の開示と監査・保証業  
務への影響、日本監査研究学会第 33 回大会  
統一論題報告、2010 年 10 月 30 日、於甲南大  
学。

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

吉見 宏 (YOSHIMI HIROSHI)

北海道大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：90222398

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし